

評価書番号及び評価書名	14	大田区児童育成手当条例に関する事務	特定個人情報ファイル名称	児童支援情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	システム名称	子育て支援システム 区民情報系基盤システム 中間サーバー
項番	評価基準		評価内容			
	【基礎項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	措置内容及び評価理由	実施日	評価担当部署
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
1	目的外の入手が行われるリスク	評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報の入手を防止するための措置、必要な者の特定個人情報であってもその事務を遂行する上で必要な物以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の目的外の入手は、大田区個人情報保護条例により禁じられている。 ・区が定める「番号法に基づく本人確認等のてびき」等に基づき、窓口にて申請書を受領する際は、個人番号カード又は通知カード等の提示を求め、本人確認を厳格に行っている。 ・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な手段によって収集している。 ・個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ・いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのか等を操作ログに記録している。 ・区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名番号をキーとして連携することにより、対象者以外の個人情報の入手が制限される。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	3. 特定個人情報の使用					
2	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	特定個人情報の使用目的を超えて、また特定個人情報を事務に必要な情報と併せて取扱われないよう措置を講じること	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区情報公開・個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。また目的を超えた利用も禁止されている。 ・業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ・毎年、セキュリティ研修を行い、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守することの重要性を理解させている。 ・区民情報系基盤システムより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定している。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
3	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	ユーザ認証の管理(なりすましが行われなかったための対策)、事務上必要なユーザについてのみID等を発効するための措置、更新権限者を不必要に増やさないための措置、アクセスする必要なくなったユーザの権限を迅速に失効するための措置を講じること(権限発効のポリシー、申請・許可の流れ、権限失効の流れ等)	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ実施手順により、権限のない者の不正利用を防止する手順が定められており、それにしたがって業務を運用している。 ・区民情報系基盤システムの認証情報及び子育て支援システムの認証情報により利用者の権限管理を実施し、システムへのアクセスや利用機能の制御を行っている。 ・操作端末へログインするために2要素認証を実施し、なりすましの防止を図っている。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
4	委託先における不正な使用等のリスク	委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認すること	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得等の要件を満たすか確認している。 ・個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期及び事故発生時の報告、立入検査等」について明記した契約を締結している。 ・いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのか等を操作ログに記録している。 ・委託先におけるセキュリティ教育実施状況を書面にて報告させて確認をしている。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
5	不正な提供・移転が行われるリスク	どの職員がどの特定個人情報をどのように提供又は移転したかについての記録を残すこと(記録を残していない場合は、残してなくても、特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止可能な措置を講じること)	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条、大田区電子計算組織管理運営規則により、特定個人情報の提供・移転の記録および確認方法が定められており、それに従い事務を実施している。 ・大田区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を行っている。 ・区民情報系基盤システムとのデータ連携は、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成し、システム内に保持している。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					

別記第4号様式の3(第3条関係) 評価補足シート

評価書番号及び評価書名	14	大田区児童育成手当条例に関する事務	特定個人情報ファイル名称	児童支援情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	システム名称	子育て支援システム 区民情報系基盤システム 中間サーバー
項番	評価基準		評価内容			
	【基礎項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	措置内容及び評価理由	実施日	評価担当部署
6	目的外の入手が行われるリスク	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の入手は情報提供ネットワークシステム接続運用規定に基づく接続申請または個人情報保護委員会への届出によらなければ実施することができない。 ・統合宛名機能による権限制御により、あらかじめ定められた利用者及び利用目的以外の入手は不可能になっている。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
7	不正な提供が行われるリスク	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	—	接続しない(提供)。	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課

別記第4号様式の3(第3条関係) 評価補足シート

評価書番号及び評価書名	14	大田区児童育成手当条例に関する事務	特定個人情報ファイル名称	児童支援情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	システム名称	子育て支援システム 区民情報系基盤システム 中間サーバー
項番	評価基準		評価内容			
	【基礎項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	措置内容及び評価理由	実施日	評価担当部署
-	7. 特定個人情報の保管・消去					
8	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	十分である	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課情報セキュリティ実施手順により、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損防止のルール及び手続きが定められており、それに従い業務を実施している。 外部記録媒体等の取扱いについては、大田区情報セキュリティ対策基準に基づき行っている。 大田区情報セキュリティ対策基準に基づき通信の暗号化やウイルスチェック等の技術的対策を行っている。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	8. 監査					
9	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされていることその他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、評価担当部署において自己点検すること	十分に行っている	<ul style="list-style-type: none"> 毎年定期的に特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、内容に変更がないか、適正な事務が行われているかを確認する。 変更が生じた場合は、速やかに特定個人情報保護評価書の修正又は再評価を実施する。 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課
-	9. 従業者に対する教育・啓発					
10	従業者に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業者等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行うこと違反行為を行った従業者等に対して措置を講じること	十分に行っている	<ul style="list-style-type: none"> 異動者を含む事務取扱者(非常勤・臨時職員・受託事業者を含む。)に対して、毎年、以下の内容を含む研修を実施している。 セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 個人情報の取扱い 外部記憶媒体の適切な利用と管理 パスワード管理について 	2024/8/27	こども家庭部子育て支援課